平成３０年　経済委員会　開催状況（経済部中小企業課）

開催年月日　平成３０年１２月１２日
質　問　者　日本共産党　真下　紀子　委員
答　弁　者　中小企業課長

質　問　要　旨	答　弁　要　旨
一　コンセッション方式における道内中小企業の受注機会について （真下委員） ただいま、「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」において一部改正が提案され、「被災した中小企業者等に対する配慮」として、今回の胆振東部地震が追加され、さらに「働き方改革」などが追加されるということについては、賛成の立場です。 しかしながら、今回、国会の方で重要法案となっていました水道法が可決され、コンセッション方式ということで、たいへん大きな注目が集まったところで、私は、今回の予算特別委員会で、環境生活部では水道事業について、総合政策部については空港について、コンセッション方式を導入した場合ですね、地域の受注というのがどういうふうに変わるのかということで質問したところ、地域受注に関して、国の契約でないので優先発注という考え方が適用されなくなるというような考え方でした。 道が管理運営する施設の維持管理などのための工事などの発注については、今回の推進方針が適用され、道内中小企業の受注機会の確保に努めることとされているわけですけれども、施設の運営にコンセッション方式が導入された場合、受託者が発注する契約は、推進方針の適用外となるではないかと考えているところです。 いまほど、道庁あげて推進に取り組むということだったのですけれど、それが適用外になってしまうのかどうか、それを確認しておきたいと思います。 （真下委員） そうしますと、結局、道内の地域の中小企業に対して受注機会を作るために、一生懸命全庁挙げた取組を道が行っている。 しかしながら、コンセッション方式の場合は、そうした契約に関しては対象外になってしまうため、そういう努力が行き届かなくなってしまうという事なのだと思います。 こういうコンセッション方式というものが、北海道内の中小企業者を国際競争の中に放り込んで、そこで淘汰されていくのを待つような事になってはならないと思いますので、これは、このコンセッションに対しては、非常に注意が必要だということを申し上げて、私の質問は終わります。	（中小企業課長） 「推進方針」の適用についてでございますが、コンセッション方式は、ＰＦＩ法に基づき、利用料金の徴収を行う公共施設につきまして、施設の所有権を国や地方自治体などが有したまま、運営権を民間事業者に設定する方式であり、事業運営に係る業務発注につきましては、当該運営事業者が行うこととなります。 一方、道が策定いたしました「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」は、道が発注する契約を対象としたものでありまして、公共施設の運営をコンセッション方式により行う場合、運営事業者が発注する契約に、道の「推進方針」は適用されません。